

## 令和6年度熊本市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 下水道事業費用	19,156,578千円	30,813千円	19,187,391千円
第1項 営業費用	17,402,499千円	30,813千円	17,433,312千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,765,389千円は、過年度分損益勘定留保資金 8,077,635千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 687,754千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,707,299千円は、過年度分損益勘定留保資金 6,672,499千円、当年度分損益勘定留保資金 1,347,046千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 687,754千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 資本的収入	12,485,971千円	70,000千円	12,555,971千円
第1項 企業債	6,082,900千円	70,000千円	6,152,900千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 資本的支出	21,251,360千円	11,910千円	21,263,270千円
第1項 建設改良費	10,804,749千円	11,910千円	10,816,659千円

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第5条で定めた債務負担行為の事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

(追加分)

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
下水道賠償責任保険	令和6年度～令和7年度	1,100
浄化センター水質等分析業務委託	令和6年度～令和7年度	14,100
中部浄化センター前処理施設運転管理等業務委託	令和6年度～令和7年度	15,800
下水道資材等価格調査業務委託	令和6年度～令和7年度	13,000

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

(変更分)

(単位:千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 築造事業	5,264,100	証書借 入又は 証券 発行	年5%以 内。た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 場合、利 率の見 直しを 行った 後にお いて は、当 該見直 し後の 利率と する。	政府資金等 について は、その融 資条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協定 するところ による。た だし、財政 の都合によ り繰上償還 することが ある。	5,334,100	補正前に同じ		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	1,352,786千円	42,723千円	1,395,509千円

熊 本 市 長 大 西 一 史